

習志野市教育委員会会議録
(平成22年第9回定例会)

1 期 日 平成22年9月21日(火)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後3時50分

2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己
委 員 鈴 木 大 地
委 員 澤 村 洋 子
委 員 星 野 龍 人
委 員 植 松 榮 人

3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄
学校教育部長 押 田 俊 介
生涯学習部長 藤 田 勉
教育総務部参事 若 林 一 敏
学校教育部参事 諏 訪 晴 信
学校教育部参事 井 上 隆 夫
学校教育部参事 染 谷 昭 子
生涯学習部次長 早 瀬 登美雄
生涯学習部副技監 及 川 隆 志
生涯学習部副参事 井 澤 元 行
企画管理課長 飯 島 稔
施設課長 飯 塚 和 夫
学校教育課長 江 口 和 夫
指導課長 辻 利 信
総合教育センター所長 大 野 博 之
社会教育課長 星 昌 幸
青少年課長 寄 主 義 之
青少年センター所長 田久保 正 彦
教育総務部主幹 牧 野 岳 彦
教育総務部主幹 本 城 利恵子
教育総務部主幹 宮 崎 雅 博
教育総務部主幹 佐々木 重 春
学校教育部主幹 江 川 陽 史
学校教育部主幹 鈴 木 博
学校教育部主幹 江 口 浩 雄
学校教育部主幹 土 屋 美恵子
学校教育部主幹 菊 池 美枝子
生涯学習部主幹 浅野目 俊 紀
生涯学習部主幹 関 文 雄

4 会議内容

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

委員長が

平成22年第8回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

議案第37号 習志野市社会教育委員への諮問について

(社会教育課)

社会教育課長が

習志野市立図書館への指定管理者制度導入について習志野市社会教育委員に諮問する。

提案理由としては、本市の図書館は、現在5つの図書館と移動図書館車1台によって運営されている。今後の図書館運営にあたっては、祝日開館など利用者が求めているサービスの向上に努めていく必要がある一方、本市における財政状況は、年々厳しくなっている。図書館を所管する生涯学習部においては、指定管理者制度検討委員会を設置し、限られた財源の中でサービス向上を図ることを目的として、本の選定や図書館運営の企画立案など根幹的な業務及び司書を大久保図書館に集約し、他の東習志野図書館、新習志野図書館、藤崎図書館、谷津図書館に指定管理者制度を導入することを検討している。

指定管理者制度検討委員会からの報告では、指定管理者制度を導入する効果として、①図書館サービスの向上が図れること、②図書館の専門職員の育成と管理経費の削減が図れること、③蔵書の充実が図れること、の3点が掲げられている。

習志野市立図書館への指定管理者制度導入については、平成22年習志野市議会第2回定例会において、習志野市に図書館協議会を設置し、指定管理者制度導入の議論を行うことを求める陳情・請願が3件提出され、いずれも不採択となったが、社会教育委員会議での審議や市民説明の必要性は認められるところである。

については、大久保図書館を除く4図書館に指定管理者制度を導入することの可否について検討のうえ、答申願いたい、と概要を説明

委員が

指定管理者制度導入から、実際に指定した施設はどのくらいあるのか、そして、今後、他に導入する予定はあるのか、と質問

生涯学習部次長が

教育委員会の施設としては、東習志野・谷津のコミュニティセンター、生涯学習地区センターゆうゆう館、スポーツ9施設等である。未導入の施設としては、今回の議題となっている図書館、そして、公民館などがある、と回答

委員が

スポーツの9施設は、一括で一つの指定管理者を導入しているのか、と質問

生涯学習部次長が

そのとおりである。それぞれ別に指定するより、一つの指定管理者に任せて各施設で連携を取らせて運営した方が、より効率的であるという理由からである、と回答

委員が

他に導入している谷津干潟自然観察センターは、どこの所管か、と質問

生涯学習部次長が

環境部である、と回答

委員が

平成12年度から平成21年度までの10年間で、貸出冊数は約27万冊の増加、14年度後期から開始されたインターネットによる蔵書検索や予約受付は、16万件の増加ということであるが、母数はどれくらいなのか、と質問

生涯学習部副参事が

貸出冊数についてはこの10年間で27万冊増加し平成21年度決算では109万冊ほどとなっている。蔵書冊数は36万冊ぐらいなので、それを何度も借りていただいているという状況である。予約等については、システムの更新に伴い増えているため、そのまま16万件ぐらいが増加した状況である、と回答

委員が

109万冊のうち、27万冊増えたということで4分の1ぐらい増加にしたことになる。そうするとそれだけ職員の負担も増加したということになるので、指定管理者導入に向けて、このような数字をもう少し具体的に示していった方がよいのではないかと要望

委員が

指定管理者を導入する予定の4図書館に配置される司書は、それぞれの図書館の規模に合わせて配置されると思うが、その規模に差はあるのか、と質問

生涯学習部次長が

同じ規模で導入を進めていく予定である、と回答

委員が

指定管理者導入後は、司書が集約された大久保図書館で全館の本をまとめて選定するので、同じような本の購入が重ならないよう調整したり、各図書館の蔵書構成を考慮しながら購入館を振り分けたりするとあるが、逆にそのようにして市民の距離の利便性など、利用しづらい場面はないのか、と質問

生涯学習部副参事が

市内の他の図書館にある本は、予約をいただき、市内の5つの図書館を結ぶ連絡便で必要な図書館に速やかに送り利用者に提供するものである、と回答

委員が

どの程度の時間で、借りられるのか、と質問

生涯学習部副参事が

その日の連絡便で必要な図書館に送れば、次の日には借りることが出来る。場合によっては、朝予約し、その日の夕方に着いて借りることも出来る、と回答

委員が

司書によって選定する図書は異なるのか、と質問

生涯学習部次長が

利用者からアンケートなどを取って選定に反映させているため、各図書館でそれほど異なる選定はされていない。また、指定管理者制度を導入すれば、司書を大久保図書館に集中出来るので、それぞれの世代の司書がいることになり、より広い視野で選定出来る、と回答

委員が

利用者からどのように意見を聞いているのか、と質問

生涯学習部次長が

書面やインターネットでのアンケートなどでリクエストをいただいている、と回答

委員が

指定管理者制度導入の効果として、管理経費の削減が図れるとあるが、どの程度か、と質問

社会教育課長が

今、見積もりをしているが、1千700万円程度と見込まれる。ただ、大久保図書館については機能が膨らむので、増加する可能性がある、と回答

委員が

どのくらい削減出来ればよしとするのか、と質問

生涯学習部次長が

今回は数字だけでなく、人の削減も出来る、と回答

委員が

今までに指定管理者を導入した施設は、予定した効果は挙がっているのか、と質問

生涯学習部次長が

効果はいろいろあるので一概にはいえないが、ある程度の効果は挙がっている、と回答

委員が

指定管理者への支払いはどのようなものがあるのか、と質問

社会教育課長が
施設を管理するための費用を委託料として支払っている、と回答

委員が
他に効果として、図書館の専門職員の育成が出来るとあるが、どのように育成するのか、と質問

生涯学習部次長が
大久保図書館に司書が集まるので、切磋琢磨出来るということである、と回答

委員が
指定管理者の行う業務の中で、指定管理図書館の管理運営に関して教育委員会が必要と認める業務として、日常的に自己評価を行いとあるが、これはどのようなことか、と質問

生涯学習部次長が
指定管理者は施設の管理運営に関し日常的に自己評価を行い、その結果や利用者から寄せられた意見等を業務に反映させるということである、と回答

委員が
今回の諮問について社会教育委員会議で議論されると思うが、いろいろな角度から検討して答申を願いたい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第38号 平成22年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について
(企画管理課)

企画管理課長が
平成22年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰については、平成22年度全国高等学校総合体育大会体操競技男子種目別選手権 跳馬において、習志野市立習志野高等学校体操部 小倉佳祐君が第一位を獲得したことに伴い、習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、表彰状を授与するものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成22年10月27日(水)午後3時に決定された。

その他

委員が

9月8日に開催された定例校園長会議において、平成22年度適応指導教室フレンドあいいいの活動状況について議題とされたが、そのフレンドあいいいに生徒が通った平均の期間はどれくらいか。また、学校に復学した生徒が適応指導教室に戻ってきてしまう場合はあるのか。そして、増員に関しての対応は考えているのか、と質問

総合教育センター所長が

通った期間というのは児童、生徒によって異なっている。1年の子もいれば、2年、3年の子もいる。また、復学した児童、生徒については出来るだけそのまま学校に通えるように、すぐ教室へというのではなく、例えば中学校では心の教室というのがあるが、準備段階としてそのような場所である程度すごし、それから教室へという様なことも行っている。そして、適応指導教室に入るには専門的な知識を持った相談員と来所相談を行い、学校と協議をしているが、増員も考慮している、と回答

委員が

今の社会情勢を考えると、確実に増えていくことが予想される。また、通う期間も長期に渡るため、十分準備して対応をお願いしたい、と要望

委員が

毎年、適応指導教室には中学校3年生の生徒がいるが、次の高等学校へ上手に移行できるかというのは非常に重要である。よって、中学校と高等学校が連携して、継続したアドバイスをしてほしい、と要望

<委員長選挙及び職務代理者の指定について>

委員長が

次の委員長の任期は、平成22年10月1日から平成23年9月30日までの1年間である旨、また、委員長の選挙は、会議規則第7条に規定されている指名推薦の方法としてよいかを諮り、全員異議なく指名推薦によることと決定した。

委員長が

次の委員長には、これまでの慣例で現職務代理者の委員を推薦しているが、他に意見はありますか、と提案

委員長職務代理者が

次期委員長に青木委員長を推薦したい、と提案

全員異議なしと認め、次期委員長は青木委員に決定された。

委員長が

委員長の職務代理者については、会議規則第8条の規定により、委員長の推薦に基づき

教育委員会が指定することとなっている。また、任期は、委員長と同様となっている。私から、星野委員を推薦したい、と提案

委員長が全員異議なしと認め、次期委員長職務代理者には、星野委員が指定された。

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言